

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p>
<p>一 「略」</p>	<p>一 「同上」</p>
<p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p>	<p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p>
<p>イ 有価証券（亦に掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p>	<p>イ 有価証券（亦に掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p>
<p>〔ロ／ト 略〕</p>	<p>〔ロ／ト 同上〕</p>
<p>三 「略」</p>	<p>三 「同上」</p>
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p>
<p>一 「略」</p>	<p>一 「同上」</p>
<p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における</p>	<p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における</p>

る申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（亦に掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

〔口くト 略〕

三
〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

る申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（亦に掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

〔口くト 同上〕

三
〔同上〕